

かながわ人権施策推進指針
改定素案(事務局案)

令和4年(2022年)3月(改定予定)

神奈川県・神奈川県教育委員会

(知事あいさつ掲載予定)

目 次

I	人権施策の取組みの経緯	1
II	指針の基本的な考え方	3
1	指針の目標	3
2	基本理念	3
3	指針の性格	4
III	人権尊重のための基本姿勢	5
1	県（県職員）が取り組むべきこと	5
2	県民の皆様に取り組んでいただきたいこと	6
3	企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと	6
IV	人権教育・人権啓発の推進	7
1	人権教育の推進	7
2	人権啓発の推進	9
V	相談・支援体制	11
1	県の相談・支援体制の充実	11
2	救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化	11
3	人権相談窓口の情報提供	11
4	緊急一時保護機能の充実	11
5	相談員研修の充実	11

VI	分野別施策の方向	13
1	子ども	13
2	女性	15
3	障がい者	17
4	高齢者	21
5	疾病等にかかる人権課題	23
6	同和問題	25
7	外国籍県民等	27
8	貧困等にかかる人権課題	29
9	犯罪被害者等	31
10	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	32
11	性的マイノリティ	33
12	インターネットによる人権侵害	35
13	様々な人権課題	37

VII	人権施策の推進体制等	39
1	人権施策の推進体制	39
2	人権研修の実施	40
3	県の人権施策への提案等	40
4	人権課題の取組状況等の報告	40

付属資料

1	世界人権宣言（抜粋）	42
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抜粋）	43
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（抜粋）	44
4	国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧	45
5	日本国憲法（抜粋）	46
6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	47
7	ともに生きる社会かながわ憲章	48
8	神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱	49
9	人権男女共同参画施策調整会議設置要領	53
10	かながわ人権政策推進懇話会設置要綱	56
11	おもな人権相談窓口	57

I 人権施策の取組みの経緯

人権問題は、国を超えた人類共通の重要課題です。

わが国においては、昭和22年（1947年）に、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法が施行されて以来、人権に関する諸制度の整備など、多くの取組みが進められています。

世界を見ると、昭和23年（1948年）に世界人権宣言が採択されて以来、国連を中心に人権に関する様々な宣言や条約が採択され、すべての国が達成すべき共通の基準として、「自由平等」、「生命、自由、身体の安全」など人権保障の基準が積み重ねられています。

平成6年（1994年）12月、国連総会において、人権教育を通じて人権という普遍的文化を世界中に築くことを目的として、翌平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、わが国においても、平成9年（1997年）7月に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定し、これに基づく取組みが進められました。

神奈川県では、こうした時代の流れをいち早く捉え、平成6年（1994年）3月に「かながわ人権政策推進懇話会」からの提言を踏まえ、県としても人権問題に体系的に取り組む必要があるとの認識から、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を策定しました。

さらに、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体にも地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定されたほか、男女雇用機会均等法の改正（平成11年（1999年）4月施行）や児童虐待防止法（平成12年（2000年）11月施行）など多くの人権に関する法整備が行われたことを踏まえ、平成15年（2003年）6月、「かながわ人権施策推進指針」を策定しました。

その後、障害者基本法の改正（平成23年（2011年）8月施行）をはじめ、人権に関する法整備が進む一方で、成23年（2011年）3月に起きた東日本大震災を契機に災害時における人権問題などが改めて認識されるようになったことを踏まえ、平成25年に同指針を改定しました。

改定から約10年が経過した現在、人権を取り巻く社会情勢は、さらに大きく変化しました。

平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。差別の解消を目的として制定されたこれらの法律は、「人権三法」、「差別解消三法」とも呼ばれています。

しかし、差別解消をめざす法整備が進められるさなか、障害者差別解消法が施行された直後の平成28年（2016年）7月26日に、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、障がい者の命と人権を踏みにじる大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年（2016年）10月14日、県と県議会が共同して「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組んでいく姿勢を明確に示しました。

今日、人権課題はさらに多様化・複雑化の一途をたどっています。

性的マイノリティの方々の人権課題や、特定の民族等に関する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の問題、貧困問題など、新たな人権課題が顕在化するとともに、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権課題と連動して生じる複合的な人権課題も多く生じており、喫緊の対応が必要な状況となっています。

「新型コロナウイルス感染症」の拡大も、様々な人権課題を浮き彫りにしました。感染者やその家族、医療従事者等への差別という新たな人権問題が生じただけでなく、コロナ禍では、児童虐待やDVの増加、女性の自殺者数の増加、非正規雇用労働者等の所得環境の悪化による貧困問題など、社会的に弱い立場にある人ほど、より大きな打撃を受けたことが明らかとなりました。

コロナ禍における人権課題の顕在化・深刻化により、平時における人権課題への取組みの重要性を改めて認識させられたことも踏まえ、いかなるときも「すべての人に人権が保障される地域社会」の実現を目指すため、かながわ人権施策推進指針を改定します。

Ⅱ 指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

さらに、本県では、神奈川県議会と共同して策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」において、「ともに生きる社会の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組む」ことを宣言しています。

そこで、この指針では、行政、県民、企業、NGO・NPO等多様な主体が協働して、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを着実に進めるための方向性等を示すこととします。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会をめざします。

3 指針の性格

この指針は、人権施策推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 県のあらゆる施策・事業を、常に人権尊重の視点を持って推進する県の基本姿勢を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 人権尊重の社会の実現に向けて、県民、企業等の積極的な取組みを促進するものです。
- (4) 主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものです。
具体の実施策等については、県の総合計画や個別計画、各年度の予算等で表します。
なお、この指針は、社会情勢の変化に応じた点検を適宜行うこととします。

Ⅲ 人権尊重のための基本姿勢

「人権がすべての人に保障される地域社会」を実現するためには、行政だけではなく、企業やさまざまな団体、そして県民一人ひとりが地域社会を構成する主体として、この指針の基本理念や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を共有し、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

そこで、この指針に掲げる目標達成に向けた基本姿勢として、県職員が取り組むべきこと、県民の皆様や企業等の皆様に取り組んでいただきたいことを以下に示します。

【参考】ともに生きる社会かながわ憲章（平成28年10月14日策定）

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

1 県(県職員)が取り組むべきこと

(1) 人権尊重の視点に立った職務遂行

常に人権尊重の視点に立ち、次の点に留意し、あらゆる施策・事業の推進に取り組みます。

- ア 常に人権尊重の視点に立って行動します。
- イ 人権問題を自分自身の問題として考えます。
- ウ 常に職務や研修を通して人権感覚を磨きます。
- エ いかなる偏見や差別も許さず、差別のない地域社会の実現に向けて取り組みます。
- オ 個人情報の保護と情報管理を適切に行います。
- カ NGO・NPO等と協働・連携して人権施策を推進します。

(2) 人権課題への適切な対応

県が実施する施策・事業等に関しての人権課題については、NGO・NPO、当事者等との情報交換などを通して状況を的確に把握し、迅速、かつ適切な対策を講じます。複数の課題が複合して生じている場合は、関係機関と連携して取り組みます。

また、市町村が主体となって実施する人権施策・事業等についても、積極的に情報交換の機会を設けるよう努めるとともに、必要に応じて連携・支援を行います。

2 県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

人権がすべての人に保障される地域社会を実現するためには、県民の皆様一人ひとりが、人権尊重の視点から社会の動きをキャッチし、知識から行動へという積極的姿勢に立って人権問題に取り組むことが重要です。

そのためには、まず日常生活の中で、偏見に基づく不当な差別的言動など、人権問題と思われる出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や、人権への配慮が自らの態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けることが大切です。そのためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 一人ひとりがかけがえのない存在だという気持ちを持ち、自分の人権も、他人の人権も等しく大切にすること
- イ 一人ひとりに多様な個性があることを知り、それを認め合うこと
- ウ 「偏見を持たない」、「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表すこと
- エ 人権問題を「自分ごと」としてとらえ、その解決に向けて行動すること
- オ 地域とのつながりを大切にするなど、毎日の生活で「支え合い」について心がけること
- カ 日ごろから人権課題に関心を持つこと
- キ 県等が実施する講演会に参加するなど、人権課題への理解を深めるために行動すること

3 企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと

人権が尊重される明るい職場づくりは、働く者の労働意欲の向上や健康づくりに影響し、企業等の発展のために欠かせない取り組みです。特に、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントをはじめとした職場におけるハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける人権侵害であり、防止や解決に向けて取り組むことが重要です。

また、商品開発、生産、販売などすべての場面において、人権尊重の視点に立って企業活動を行うことは、社会的責任の一つとして大切なだけでなく、企業価値を高めることとなります。また、広報活動、特にSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を活用した広報においては、「発信する内容に差別的表現や偏見が含まれていないか」という視点を常に持つことが、意図せず他者の人権を侵害してしまうといった問題を未然に防ぐためにも、大変重要となります。

人権尊重の職場づくり等のためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 職場全体で人権尊重の意識を高めること
- イ パワー・ハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組むこと
- ウ 人権啓発を推進するための仕組みをつくること
- エ 消費者や取引先の方の人権に配慮した企業活動を行うこと
- オ 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと
- カ 県等が実施する講演会に参加するなど、人権課題への理解を深めるために積極的に行動すること

IV 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育の推進

これまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

ア 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育

自分の人権とともに他の人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任の重さを自覚しつつ、自分らしく生きることができる人を育成する教育を推進します。

イ 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が意思・態度に現れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成する教育を推進します。

ウ 人権問題の認識を深める教育

人権尊重の精神を基盤として、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その問題の解決に主体的に取り組むことができる人を育成する教育を推進します。

エ 生涯学習の視点に立った教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進します。

(1) 学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

ア 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

イ 幼児・児童・生徒が、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることにより自ら人権感覚を磨くことができるよう、人権教育に関する指導方法の向上に努めます。

ウ 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流の機会の充実に努めます。

- エ 学校に対して、人権教育に関する多様な啓発資料を配付するとともに、研究指定校の実践例の情報を提供します。また、人権教育移動教室などNGO・NPO等と協働した人権教育の取組みを進めます。
- オ 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持ち、いじめやセクシュアル・ハラスメント等の事例を見逃さず適切に対応するとともに、体罰を許さない環境づくりを進め、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮したコミュニケーションが図られるよう、人権教育に関する研修会等の充実に努めます。
- カ 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題を安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児・児童・生徒の心のケアに努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

- ア 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。
- イ 人権問題について正しい理解を深めるためのわかりやすい学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発とその普及に努めます。
- ウ 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流の機会の充実に努めます。
- エ PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実のための支援や情報提供に努めます。
- オ 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

2 人権啓発の推進

時代とともに、人権をとりまく環境は変化します。しかし、常に人権を尊重する視点から物事を捉え、行動することは、すべての人の生きやすさ、暮らしやすさにつながるものです。

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

(1) 多様な啓発活動の展開

ア 関係機関と協働・連携した県民参加型の啓発事業の実施

毎年12月初旬の一週間を「かながわ人権週間」とし、この期間を中心に、「神奈川県人権啓発推進会議」（企業、民間団体、市町村、県等で構成）や「神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会」（横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会、県等で構成）の主催による、県民誰もが参加でき、また人権問題を日常の身近な問題として考えることができる人権啓発イベントなど多彩な啓発活動を、県内全域を対象として実施します。

イ 各種広報媒体を活用した啓発活動

人権尊重意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県のたよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行うとともに、児童虐待の防止や女性に対する暴力の根絶など各人権課題に応じた啓発活動を展開します。

ウ 効果的な啓発活動の推進

啓発活動を効果的に行うため、次の点に留意して推進します。

(ア) 人権問題に気付く啓発

無意識の何気ない言動や、よかれと思ってしたことが、時として相手を傷つけたり、人権を侵してしまうことがあります。人権問題に気づき、理解するという視点に立った啓発活動を行います。

(イ) 自分自身の問題として考える啓発

人権問題に気付いても、自分の身近に影響が及ばないと他人事として済ませてしまいがちです。自分自身が被害者にも加害者にもなり得るという当事者意識を持って考え、解決に向けた行動につながるような啓発活動を行います。

(ウ) 気軽に参加できる啓発

人権は、かけがえのない、それぞれの人生を「自分らしく生きる」ために保障されている権利です。人権というと「堅い」、「わかりにくい」といったイメージがつきまといがちであるため、気軽に参加できるような啓発事業を企画します。

(エ) 正しい情報の提供

人権問題に関して、その存在を認知するだけでなく、それぞれの問題の内容やその原因を理解することも重要です。そのために、正しい情報を誰にでもわかりやすい方法で伝えていきます。

(オ) 関心の度合いに応じた啓発

人権問題に対する関心の度合いは、それぞれ異なり、また、テーマによっても差があります。啓発事業の企画にあたっては、このような差異についてあらかじめ十分に分析し、ターゲット層や啓発活動を通じて伝えたい内容を明確にした上で、効果的な手法を検討します。

(2) NGO・NPO等との協働・連携

啓発活動の推進にあたっては、様々な人権課題について、広く県民の皆様に理解を深めていただくことを目指し、各分野で活動するNGO・NPO等の啓発活動を支援するとともに、協働・連携して多彩な取組みを推進します。

(3) 県民、企業等が行う啓発活動への支援

県民、企業等が人権に関する啓発活動を行うにあたり、県ホームページによる情報提供や、リーフレットの配布などにより、必要な資料の提供を行います。また、県が実施する啓発活動についても情報提供を行います。

V 相談・支援体制

個別の人権問題に迅速かつ適切に対処できるよう、相談・支援体制の充実、強化を図ります。

1 県の相談・支援体制の充実

「VI 分野別施策の方向」に掲げる各分野で設けている相談・支援窓口において、問題の早期解決を図るため、それぞれの課題に応じた相談・支援体制を充実します。

2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化

複合した人権問題の解決に向けて、県の関係機関をはじめ、法務局など国の関係機関、人権擁護委員連合会、市町村と連携の強化を図るとともに、NGO・NPO等と協働・連携した取組みを推進します。

3 人権相談窓口の情報提供

人権問題の相談等を行っている県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の相談窓口一覧を作成し、県の情報提供コーナーや市町村人権担当窓口等に備えます。また、県のホームページに掲載します。**（補記：巻末に付属資料として「おもな相談窓口」を掲載するとともに、県ホームページに登載している「人権相談窓口一覧」のQRコードを掲載予定）**

4 緊急一時保護機能の充実

虐待を受けている子どもや配偶者等からの暴力を受けている被害者を、適切に一時保護するとともに、自立等の支援を充実します。

5 相談員研修の充実

相談員が人権問題に適切に対処できるよう、それぞれの分野において研修を充実するとともに、加害者に対しても、適切に相談に応じ、指導ができる人材の養成に努めます。

【コラム】複合的な人権課題に係る専門相談窓口の設置

「I 人権施策の取組みの経緯」でも触れているとおり、社会情勢の急激な変化に伴い、ヘイトスピーチやインターネット上の誹謗中傷など、複数の分野にわたる複合的な人権侵害が近年急増しています。

こうした複合的な人権侵害に苦しんでいる方を適切な相談・支援窓口につなげるためには、専門家による問題の整理が有効です。

県では「ヘイトスピーチ」及び「インターネット上の誹謗中傷」に特化して弁護士による専門相談窓口を設置し、問題の早期解決に向けた支援を実施しています。

VI 分野別施策の方向

人権問題の解決に向けては、この指針で示す基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組みを進めます。

1 子ども

子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性犯罪・性暴力や薬物乱用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 青少年の健全な育成の推進

青少年にとって有害な社会環境の健全化を進めるため、条例による規制や県民運動の展開など、青少年が心豊かに育つ社会づくりを推進します。

イ 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進

児童相談所の相談・一時保護体制の充実、市町村における虐待防止ネットワークの強化、地域における子育ての支援策の充実、児童虐待防止の広報・啓発等による児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進するとともに、里親制度の充実等による地域での被虐待児のケア体制の整備を図ります。

学校では、スクールソーシャルワーカーの活用により、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進します。

【教育・啓発等の推進】

ウ 人権に配慮した学校教育の推進

人権尊重の意識を高める教育を一層推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、体罰を許さない環境づくりを進め、一人ひとりを大切にした教育指導や学校運営に努めます。

【当事者支援等の推進】

エ 子どもの人権擁護の推進

子どもの人権擁護のための審査、助言等を行う審査会の設置や、子どもからの人権にかかわる悩みへの電話相談等を実施し、「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子どもの人権擁護を推進します。

オ いじめ対策の推進

いじめは許されない人権侵害であるため、未然防止対策を推進するとともに、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し組織的に対応していくほか、家庭・関係機関・地域とも連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。

カ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進

不登校・ひきこもりなどへの対応についてNPO等と連携を図りながら、「かながわ子ども・若者総合相談センター」等で、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制により支援します。また、自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する総合的な支援を行うため、「発達障害支援センター」等において、相談支援等を実施します。

(2) 主な関係法令

社会福祉法 児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 県青少年保護育成条例 いじめ防止対策推進法 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(3) 県の主な関係審議会等

県児童福祉審議会 県青少年問題協議会

2 女性

近年、夫、パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が社会問題となっており、被害は複雑化、多様化しています。また、就業の場における待遇の面での格差等の問題も存在しています。

職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 女性の就業支援の推進

様々なライフステージに応じた女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等を実施するほか、働きたい女性が「仕事か子育てか」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。

【教育・啓発等の推進】

イ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

夫、パートナー等からの暴力の被害者への相談や一時保護、自立支援などの総合対策を推進するとともに、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知・啓発を行います。外国籍女性の暴力被害についても、同様に取組みを促進します。近年では、いわゆるデートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しているため、若い世代への意識啓発・教育を行います。

また、性犯罪・性暴力、ストーカー行為にかかる相談やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発などの取組みを一層推進します。

ウ あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的気運を醸成します。また、男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

エ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

【当事者支援等の推進】

オ 相談・支援体制の充実

警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、相談・支援の充実を図ります。

(2)主な関係法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保等に関する法律 男女共同参画社会基本法 県男女共同参画推進条例 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 県犯罪被害者等支援条例

(3)県の主な関係審議会等

県男女共同参画審議会

【コラム】コロナ禍における女性の人権課題について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の命や暮らしに大きな影響を及ぼしましたが、特に女性への影響が深刻でした。男性と比較すると、女性のほうが、コロナ禍で収入が減少したり非正規雇用労働者で失職した数が多く、より大きな経済的影響を受けました。また、DVの相談件数の増加や女性の自殺者数の増加など、コロナ禍において女性に様々な負の影響が生じていることも浮き彫りになりました。

有事の際は、社会的に脆弱な立場にある人により大きなしわ寄せが及ぶと言われています。コロナ禍では、社会構造として存在していたジェンダー格差が顕在化し、女性に深刻な影響がもたらされました。女性の暮らしや命を守るためには、平時において格差を是正することが重要であり、今後、より一層強力に男女共同参画を推進することが必要です。

3 障がい者

障がいのある人は、日常生活や社会生活を営むうえで、様々なバリアに直面しています。建物の入り口に段差や階段があるなどの目に見える物理的なバリアのみならず、障がい者への差別や偏見などの目に見えないバリアも、障がい者の活動や社会参画を制限する社会的障壁になっています。

2016年（平成28年）7月、県立の障がい者施設である津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生しました。この事件により、改めて、障がいに対する理解促進の重要性が認識されることとなりました。

そこで、県では、障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしくくらすことのできる地域社会の実現をめざします。

また、事件後、津久井やまゆり園では、利用者一人ひとりが自らの意思が反映された生活を送れるよう、利用者の意思決定支援を実施してきました。今後は、こうした取組みを県全体に広げていくなど、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア ともに生きる社会を支える人づくり

「ひとりひとりを大切にする」という基本理念のもと、ともに生きる社会の実現に向け、個々の障がい特性等に配慮し、障がい者に寄り添った支援を提供できる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組みます。

イ 社会参加への環境づくり

障がい者の活動を制約する社会的障壁を取り除く「社会モデル」の実現のため、障がい者に配慮したまちづくり、障がい特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮の充実等により、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化に取り組みます。

ウ 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障がい者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。また、医療的ケア児（※1）等に対する支援体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

エ 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援

津久井やまゆり園で取り組んでいる利用者の意思決定支援を全県に広めていくために、相談支援体制の構築や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

また、意思決定を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援や社会資源の整備に取り組みます。

【教育・啓発等の推進】

オ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及啓発に向けた県民総ぐるみの取組みを推進します。また、障がい及び障がい者に対する県民の理解の促進とともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

カ インクルーシブ教育の推進

ともに生きる社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育の推進（※2）を図ります。

【当事者支援等の推進】

キ すべての人の権利を守るしくみづくり

障害者の権利に関する条約に掲げられている障がい者等の自己決定が尊重され、障がい者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障がい者虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障がい者の権利擁護を進めます。

ク 雇用・就業、経済的自立の支援

働くことは自立した生活を支える基本のひとつでもあり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにもつながる活動であることから、障がい者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

ケ 文化芸術・スポーツにおける取組み

障がい者が、地域の一員として、生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

※1 医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども

※2 知的障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、インクルーシブ教育実践推進校を指定するなど、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざす本県の取組み

(2)主な関係法令

社会福祉法 障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例 等

(3)県の主な関係審議会等

県障害者施策審議会 県児童福祉審議会 県社会福祉審議会 県精神保健福祉審議会
県障害者自立支援協議会

4 高齢者

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代(昭和22～24年生まれ)」が75歳以上の高齢者となる2025年には、県民のおよそ4人に1人が高齢者の、超高齢社会となります。高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるよう、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 地域包括ケアシステムの推進による地域共生の社会づくり

介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、高齢者やその家族・介護者（ケアラー）が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図ります。

イ 認知症とともに生きる社会づくり

認知症への理解を深めるため、認知症は誰もがなりうることの啓発や、認知症の人が自らの経験を発信する取組の支援などを通じて、認知症とともに生きる社会づくりを進めます。

ウ 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水等の災害において高齢者に被害が集中していることなどを踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図ります。

【教育・啓発等の推進】

エ 高齢者への理解を深める教育の推進

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、超高齢社会に対する基本的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

【当事者支援等の推進】

オ ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図ります。

(2)主な関係法令

社会福祉法 老人福祉法 介護保険法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例

(3)県の主な関係審議会等

県社会福祉審議会 かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 県認知症対策推進協議会

5 疾病等にかかる人権課題

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・元患者、がん患者や難病患者及び肝炎患者等に偏見を持つ人がいます。また、新型コロナウイルス感染症では、患者やその家族だけでなく、最前線で感染症対策に従事する医療・介護・福祉従事者等に対する差別といった問題も新たに生じました。

そうした偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に努めます。

(1) 主な取組みの方向

【教育・啓発等の推進】

ア 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進

エイズ、ハンセン病、肝炎や新型コロナウイルス感染症等の感染症や難病疾患に関する正しい知識の普及啓発を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識の解消に努めます。

また、患者が働き続けられるよう、職場における疾病に関する正しい知識の普及に努めます。

イ 正しい理解を身に付け、患者等への理解を深める教育の推進

疾病についての正しい知識を身に付けることにより、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識を解消するための教育を推進します。

【当事者支援等の推進】

ウ 支援体制の充実

エイズ患者・H I V感染者への保健・医療・福祉の様々な面からの支援、ハンセン病療養所入所者が社会復帰するにあたっての支援、難病患者や肝炎患者等の医療費助成や、感染症の治療にあたる医療機関への補助などの支援に努めます。

エ 医療機関の選択の推進

医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、正確かつ適切な情報提供を行います。

オ 患者等の就労支援

がん患者等が治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を県が認定したり、がん診療連携拠点病院等に設置した「がん相談支援センター」においてがん患者やその家族のための就労相談を実施するなど、患者等の就労支援に努めます。

(2)主な関係法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 がん対策基本法
新型インフルエンザ等対策特別措置法

(3)県の主な関係審議会等

県感染症対策協議会 県難病対策協議会 県がん対策推進審議会

6 同和問題

同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別意識は、現在もまだ存在しています。また、近年は、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など、情報化の進展に伴って、同和問題に関する状況は大きく変化しています。

こうした差別を解消するためには、県民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。

そこで、部落差別の解消に向けて、同和問題についての正しい理解と認識を深めていただくことを目的とした啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

(1) 主な取組みの方向

【教育・啓発等の推進】

ア 同和教育の推進

同和問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識をなくすため、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒を育成します。

イ 同和問題についての正しい理解を深めるための啓発の推進

同和問題についての正しい理解に触れる機会を提供するため、国、市町村、企業、団体等と連携した啓発活動を実施します。

ウ えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処について啓発します。

【当事者支援等の推進】

エ 部落差別に関する相談体制の充実

部落差別に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、国、市町村、団体等と連携して、相談体制を整備します。

オ インターネットを悪用した部落差別の抑止

差別的書込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書込みについては、法務局を通じて削除依頼を行う等、インターネットを悪用した部落差別の抑止に努めます。

(2) 主な関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律

7 外国籍県民等

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍県民等への偏見や差別意識により、様々な人権問題が生じています。とくに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチとして大きな社会問題となっています。こうした状況の中、平成28年5月に成立した「ヘイトスピーチ解消法」では、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みを推進していくことが定められました。

そこで、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことで、個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備し、多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 多文化共生・多文化理解の促進

国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくすために、それぞれの文化や歴史を理解し、外国籍県民等の人権問題についての理解を得られる環境づくりを推進します。

イ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善

外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度の改善に向けた取組みを進めていきます。なお、定住外国人の地方参政権の制度化については、十分に議論を深める必要があります。

【教育・啓発等の推進】

ウ 多文化理解を深める教育の推進

多文化理解を深めるため、国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくす教育を推進します。また、外国籍幼児・児童・生徒に対する教育の充実を図り、民族や母語などに誇りをもち、本名が名乗れる教育環境づくりを支援します。さらに、日本語の理解が十分でない外国につながるの幼児・児童・生徒に対し、教育環境の充実を図ります。

エ ヘイトスピーチの未然防止に向けた啓発等の推進

外国籍県民等への偏見や差別意識に基づく不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国等と連携した啓発活動をはじめとした、ヘイトスピーチの未然防止策に取り組みます。

【当事者支援等の推進】

オ 多言語による情報の提供や相談機能の充実

言葉による障壁をなくすため、外国籍県民等向けの多言語による各種情報提供や相談機能を充実します。

カ 外国籍県民等への生活支援の充実

外国籍県民等のくらしやすい環境づくりのため、日本語教育、医療、福祉、住居、就労など外国籍県民等の生活にかかわる支援策を促進します。また、女性への暴力や在留資格などから派生する人権問題の解決に向けた取組みを促進します。

キ ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制の充実

特定の民族や国籍に対する不当な差別的言動の被害を受けた方に対し、きめ細かな支援を行い、問題の早期解決を目指すため、弁護士による専門相談を実施します。

併せて、インターネット上で行われるヘイトスピーチについても、被害の拡大を防ぐため、差別的言動をモニタリングし、法務局を通じて削除依頼を実施します。

(2) 主な関係法令

出入国管理及び難民認定法 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 日本語教育の推進に関する法律

(3) 県の主な関係審議会等

かながわ国際政策推進懇話会 外国籍県民かながわ会議

【コラム】ヘイトスピーチの解消に向けて

「ヘイトスピーチ」とは、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な言動であり、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせる、決して許されないものです。

ヘイトスピーチは、異なる文化や民族性を持つ他者を社会の一員として認めず、排除しようとする動きのあらわれです。こうした偏見をなくし、お互いの歴史や文化を尊重し理解を深めるなどして、社会としてヘイトスピーチを許さない土壌づくりをしっかりと進める必要があります。

「ともに生きる社会かながわ憲章」では、「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」とうたっています。すべての県民が、お互いの違いや個性を尊重し、認め合う共生社会の実現を目指し、今後も各種施策に取り組む必要があります。

8 貧困等にかかる人権課題

項目名については今後要検討

混迷する社会経済情勢を背景に、職に就けない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状態にある方が増加しています。

貧困に悩む方の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど住居喪失状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に追い込まれてしまう方もいます。また、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、貧困が次世代に渡って連鎖するといった問題、高齢者の貧困問題、さらに、男性より女性のほうが貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えて、駅周辺・公園・河川敷等に起居する、ホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見や差別意識から、地域社会から排除されるという人権課題も発生しています。

そこで、貧困を背景として生じる複合的な人権課題の解消に向けて、各種支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動等を推進します。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 子どもの貧困に対する連携体制の構築

子ども食堂などの子どもの居場所づくり活動を支援するため、ホームページの充実強化や、NPO団体との協働によるオンラインセミナー等を開催し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図ります。

また、定期的にかながわ支援協議会や子どもの貧困対策県市町村連絡会議を開催し、学識者や関係団体、NPO、教員、市町村等と連携し、子どもの貧困対策に関する情報共有を行います。

【教育・啓発等の推進】

イ 生活困窮者やホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動の推進

生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、生活困窮者やホームレスについての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進します。

【当事者支援等の推進】

ウ 貧困に悩む方に対する支援等の推進

生活に困窮している方が抱える様々な課題に対応するため、就労支援、生活福祉資金等の貸付や給付金、生活保護などの制度施策の周知を図り、適切な相談窓口へつなげるなど、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

エ ひとり親世帯に対する支援等の推進

ひとり親世帯に対し、パソコン基礎講座の開催や自立支援プログラムの策定などの就業支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子自立支援員やSNSを活用した相談など自立に向けた支援を推進します。

オ ホームレスの自立支援に関する施策の推進

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策、生活に関する相談・指導等について、国、市町村、NGO等と協働・連携を図り、自立の支援を推進します。

(2)主な関係法令

生活保護法 生活困窮者自立支援法 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

9 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等による精神的苦痛など、二次被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 途切れることのない支援のための連携体制の構築

県、県警察及び民間支援団体の三者で構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、市町村や関係機関等との緊密なネットワークにより、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施するとともに、支援の充実を図ります。

イ 犯罪被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

【教育・啓発等の推進】

ウ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため多様な手法の活用による効果的な啓発活動を推進するとともに、中学・高校生に対して命の大切さを学ぶ教室を開催し、他人を思いやる気持ちや規範意識を醸成することにより、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。

エ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感する力を育成する教育を推進します。

【当事者支援等の推進】

オ 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施

警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」により、相談・支援の充実を図ります。

(2) 主な関係法令

犯罪被害者等基本法 県犯罪被害者等支援条例

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

(1) 主な取組みの方向

【教育・啓発等の推進】

ア 拉致問題の啓発の推進

拉致問題への関心、理解を深めてもらうため、国、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

イ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

拉致問題が風化することのないよう児童・生徒の発達の段階に応じて、拉致問題に対する正しい理解、関心を深めるための教育を推進します。

(2) 主な関係法令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

11 性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなど、性的指向・性自認において少数の立場（マイノリティ）とされる方々のことを言います。

近年、性の多様性を取り巻く環境は大きく変化し、認知度は高まりつつあるものの、依然として周囲の無理解や偏見から、性的マイノリティの方々は様々な悩みや苦しみを抱えることがあります。学校、職場、地域など、あらゆる場面で性の多様性を尊重し、一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会の実現をめざします。

また性的指向や性自認とは異なりますが、体の性の発達が典型的な男女と異なる性分化疾患の方も、社会の無理解や偏見で悩み、孤立しやすい状況にあります。医療従事者や支援機関への理解を広めることが必要です。

(1) 主な取組みの方向

【教育・啓発等の推進】

ア 性の多様性に関する啓発活動の推進

性の多様性についての正しい理解を深め、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いや、本人の意に反する暴露等を未然に防ぐため、国、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動を推進します。

イ 企業や支援機関等を対象とした研修の推進

職場や学校等において性的マイノリティの方々が適切な配慮を受けられるよう、企業の人事担当者や教職員、子ども・高齢者・障がい者などの支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。

ウ 正しい理解を深める教育の推進

児童・生徒の発達の段階に応じて、性的マイノリティに対する正しい理解のための教育を推進します。

【当事者支援等の推進】

エ 相談・支援体制の充実

性的指向又は性自認に関する悩みについて、本人だけでなく周囲の方や支援者も利用可能な相談窓口を設けるなど、支援体制を充実します。

(2) 主な関係法令

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 男女雇用機会均等法（ハラスメント対策関連法） 自殺対策基本法（自殺総合対策大綱）

12 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は、大きく向上しました。さらに、スマートフォンやタブレット機器の普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も近年急増しています。

しかし、一方で、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長する書き込み、個人情報の無断公開など、匿名性や情報発信の容易さといったメディアの特性を悪用する事例も多く発生しています。また、一度公開された情報は完全に削除されることが非常に困難であるというインターネットの特性が、誹謗中傷や情報流出の被害の深刻化につながっています。

明確な悪意がなくとも、何気なく書き込んだ内容が誰かを深く傷つけ、意図せず加害者になってしまうケースも近年多く生じており、インターネットやソーシャルメディアの利用にあたっては、その特性を正しく理解することが非常に重要です。

さらに、行政サービスなどのオンライン化が急速に進むなか、インターネットを利用できない状況にある方が、情報の入手、申請・手続など、様々な場面で困難を抱えることも、懸念されるところです。

そこで、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【教育・啓発等の推進】

ア インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進

インターネットの特性や適切な利用について知ることで、自分を守ったり、意図せず加害者の立場となることを未然に防止するため、国、市町村、事業者団体等と連携して、対象者の属性に応じた啓発活動を推進します。

イ インターネットの適切な利用等に関する教育の推進

児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等についての教育を推進します。

【当事者支援等の推進】

ウ インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

インターネット上の誹謗中傷等に苦しんでいる方に対し、個別の事案に応じた適切な支援を行い、問題の早期解決を目指すため、弁護士による専門相談を実施します。

エ インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組み

インターネット上の差別的書込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書込みについては、法務局に削除依頼を実施します。また、モニタリング結果を共有するなど、国や市町村との連携を通じて、インターネットによる人権侵害の早期解決をめざした取組みを推進します。

(2)主な関係法令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
個人情報の保護に関する法律 県青少年保護育成条例

【コラム】インターネット上の誹謗中傷への対策について

インターネットによる人権侵害、特にSNS等における誹謗中傷は、誰もが当事者になりうるものであり、インターネットを活用したコミュニケーションを行う際は、利用するプラットフォームサービスの性質を理解した上で、トラブルが生じないように、留意する必要があります。

誹謗中傷の被害を受けた場合、削除依頼や加害者への賠償請求、違法行為にあたるものについては犯人への処罰など、様々な対策を講じることが可能です。被害にあわれた方は、一人で悩まず、まず専門機関（※）に相談することをお勧めします。

同時に、明確な加害の意図を持たずに投稿した内容が誰かを傷つけるものであった場合、自身が加害者になってしまうということも常に意識しておく必要があります。匿名による投稿であっても、その投稿が誰かを傷つけるものであったり、違法な内容であったりした場合は、情報開示請求などにより個人が特定され、訴えを提起される可能性があります。

SNS等での交流においては、画面の向こうにいるのが「人」だということを忘れず、直接顔を合わせて話をするときと同じように接することを常に心がけてください。

※ 総務省では、インターネットに係るトラブルを未然に防止するため、「インターネットトラブル事例集」を毎年作成・公表するとともに、被害にあわれた方が、ご自身の希望に添った支援を受けられるよう、チャート形式の案内図（「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」）をホームページで公開しています。

13 様々な人権課題

ここまで、分野別施策の方向として、「子ども、女性、障がい者、高齢者、疾病等にかかる人権課題、同和問題、外国籍県民等、貧困等にかかる人権課題、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害」の12の分野を取りあげましたが、この他にも、様々な人権課題があります。

災害発生時の人権課題

平成23年（2011年）3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地に大きな爪あとを残し、多くの方々が避難生活を強いられ、長期間自宅に戻れないなど、これまでの生活を一変させてしまいました。そうした中で、人権への配慮に欠ける避難所運営や、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動など、災害時における人権の問題も改めて認識されることになりました。

また、近年は全国各地で台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水被害が頻繁に発生しています。

過去の災害では、避難所の運営において女性のニーズが十分に配慮されないなどの課題が生じ、女性の視点を取り入れる重要性が指摘されました。今後は、様々な意思決定の場面における女性の参画を促すとともに、防災・復興の各段階で、女性、高齢者、障がい者、乳幼児など多様な視点を反映させた取組を進めることが重要です。

これらの問題について、より良い避難所運営に向けて市町村の取組みを支援することや、人権啓発の中で今回の震災における人権課題を例とすることなどにより、災害時にも人権が配慮される社会づくりを進めます。

ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人です。こうしたケアラーは、過度な負担がかかることにより、心身の不調や不本意な離職、社会から孤立しやすいといった課題があり、社会全体で支援していくことが必要です。

特にヤングケアラーと呼ばれる子どものケアラーは、家族の介護や看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利侵害が懸念される重大な問題です。

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援の取組みを推進します。

アイヌの人々の人権課題

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、社会への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、さまざまな差別や迫害が行われてきました。このような

状況の中、令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

同法では、アイヌ施策の推進は、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人たちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」を目指すためにも、それぞれの民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

孤独・孤立による人権課題の深刻化

学校や職場での人間関係や、就職活動がうまくいかなかったなど様々なきっかけから、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある方がいます。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めています。

また、近年、家族や地域とのつながりが希薄になっていることが指摘されており、高齢者等の「孤立死」といった問題も起きています。

これらの課題について、関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、一人ひとりを包み込む、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを推進します。

【コラム】ソーシャルインクルージョンとは

「社会的包括」とも訳される「ソーシャルインクルージョン」。

今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことを意味する言葉です。

日本では2000年12月に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にて初めて提唱されました。

社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていく取組みが重要となっています。

この他にも、特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識、身体的特徴を理由とする偏見や差別意識、様々な理由から戸籍を取得することができなかった方の問題など、様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

Ⅶ 人権施策の推進体制等

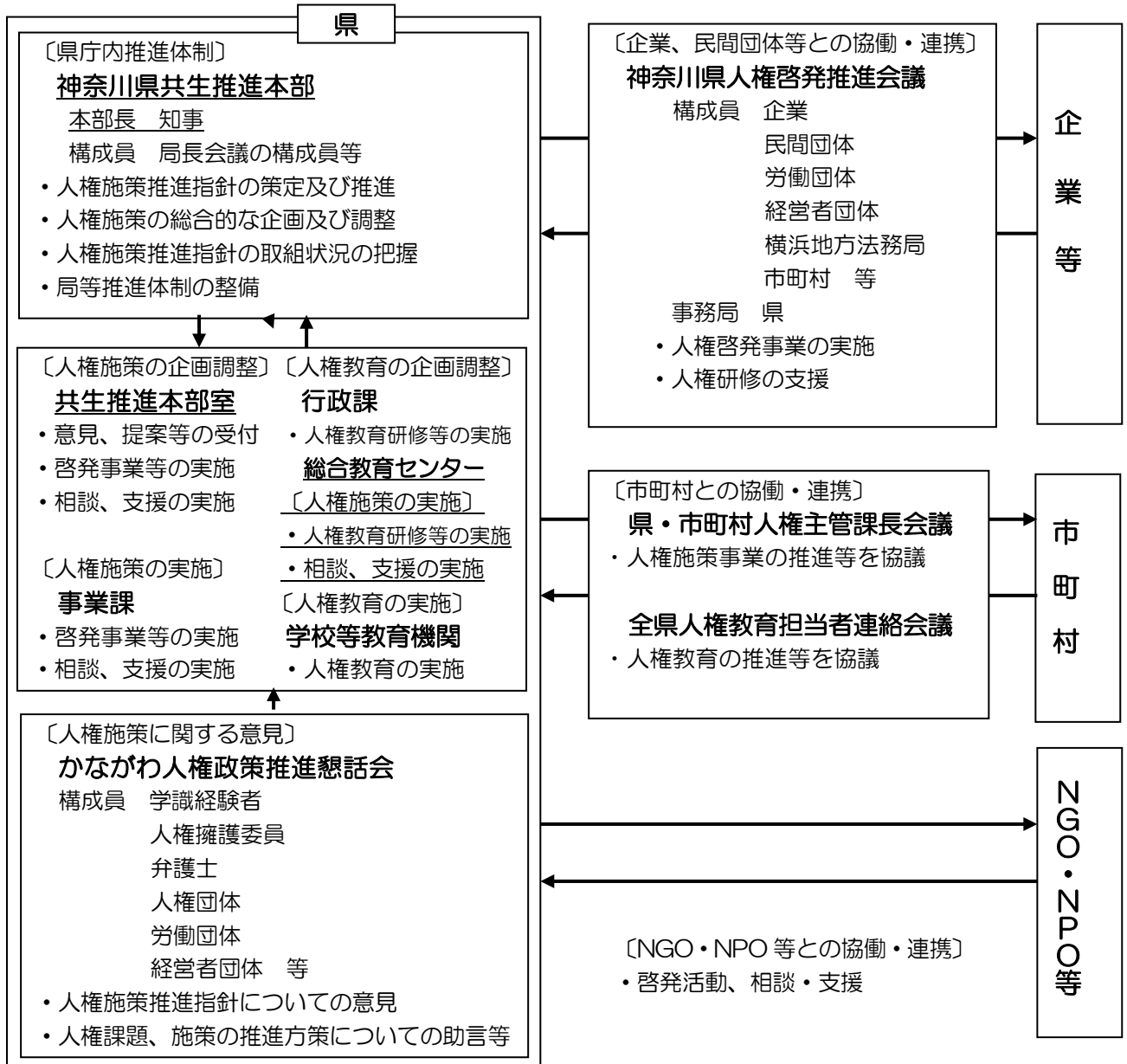
1 人権施策の推進体制

人権施策の推進にあたっては、職員一人ひとりがこの指針の基本理念に基づいて行動するとともに、かながわ人権政策推進懇話会委員からの意見等も聞きながら、県庁内で関係局等が連携し、適正かつ積極的に取り組みます。

庁内では、人権施策の円滑、適正な推進を図るため、全庁的な推進体制として、神奈川県共生推進本部（本部長 知事）を設置するとともに、局ごとに人権男女共同参画施策統括責任者（局長等）及び人権男女共同参画施策推進責任者（各局企画調整担当課長等）、所属ごとに人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者（筆頭グループリーダー等）を設置します。

また、職員一人ひとりが人権尊重の考え方を常に自覚して職務を行うよう、全所属で年度ごとに「人権に配慮した職務遂行計画」を作成し、その評価を行い職務に生かします。

庁外では、企業、民間団体、行政等で構成する「神奈川県人権啓発推進会議」やNGO・NPO等と協働・連携して啓発活動や相談・支援など人権施策の推進に取り組みます。



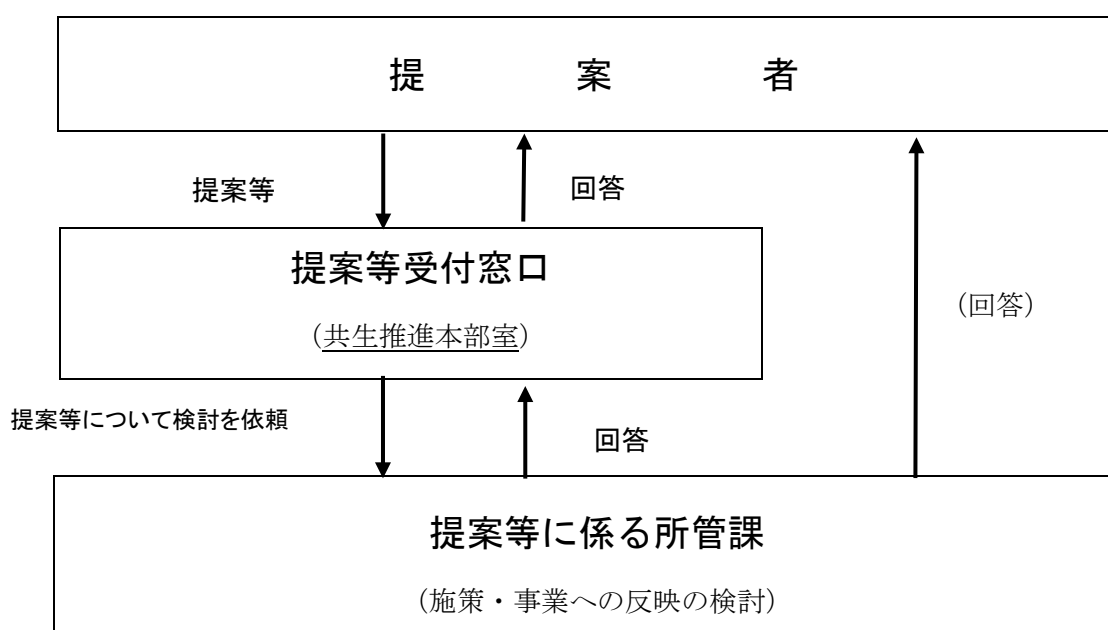
2 人権研修の実施

職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権尊重意識の定着を図るため、人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者に対する研修を実施します。また、全所属で職務内容に応じた人権研修を実施します。

3 県の人権施策への提案等

県の人権施策をより幅広く着実に推進するため、県が実施する人権の推進に関する施策または事業についての県民、企業等からの提案、意見、要望、苦情等を受け付ける窓口（共生推進本部室）を設置します。

提案等については、提案等に係る所管課に検討を依頼し、その結果を提案者に回答します。



4 人権課題の取組状況等の報告

主な人権課題に対する県の取組状況や県民、企業等からの提案等についての対応状況を「かながわ人権政策推進懇話会」に報告し、意見を求めるとともに、その意見を関係局等と共有し、県の取組みへの参考とします。